

## 第2節 里山里海湖の保全再生と活用

### 1 里地里山の保全および活用

#### (1) 里地里山の保全・活用に向けた取組み

##### ① 里地里山の現状と課題【自然環境課】

里地里山は、集落、水田等の農耕地、ため池、草地等とそれを取り巻く二次林<sup>\*1</sup>により構成された地域です。国土に占める割合は4割程度に達し、多様な生物の生息・生育空間となってきました。

しかし、昭和30年代以降、生活様式や農業の近代化に伴い、里地里山の林が有していた薪炭林、農用林等としての経済的価値が減少し、落ち葉の採取や下草刈りなど日常的な管理がなされなくなりました。また、近代化された農法の普及や基盤整備が進むとともに、耕作放棄地が増加するなど、昔ながらの農林業活動が維持されなくなりました。その結果、素掘りの水路やため池、未改良の水田などを移動しながら生息していたメダカやゲンゴロウなど、かつては身近だった生き物が見られなくなりました。比較的豊かな自然が残されている本県も例外ではなく、「福井県レッドデータブック」（第1章第3節参照）の中にも、里地里山を生息域とする生物が数多くリストアップされています。

したがって、希少野生生物が生息・生育する里地里山を保全していくことは、県内の生物多様性を保全する上で極めて重要な課題となっています。



水田脇に作られた手掘りの水路と池

なお、里地里山は様々な人間の働きかけを通じて維持される環境であり、原生的自然を対象とした開発行為や野生生物の捕獲等を直接的に規制する従来型の保全手法とは異なる、その地域の自然的・社会

的特性に応じた人為的な働きかけ（管理・活用）の持続を図る仕組みづくりが必要です。

##### ② 重要里地里山とは【自然環境課】

県では、平成15年度に、県内の里地里山のうち希少野生生物のホットスポット<sup>\*2</sup>となっている地域を選定するための調査を実施しました。このうち、希少野生生物が集中して見られ、かつての里地里山の面影をとどめた地域について、生物多様性を保全する上で重要な里地里山という意味で「重要里地里山」として位置付け、平成16年度に30地区を選定しました。

##### ③ 保全活用に向けた取組み【自然環境課】

###### ア 里地里山の保全活動

重要里地里山のうち、若狭町中山地区は、周囲を小高い山に囲まれ、昔はすべて水田でした。

現在は、半分が放棄田になっており、ヨシ（地元では「かや」と呼ぶ。）に覆われています。この水田のことを「かや田」と呼んでいます。

このかや田には、現在も、ミズアオイやダルマガエルをはじめとして多くの希少な生物が生息しており、その保全が必要となっています。

そこで、平成23年度から、地元団体、県、若狭町が生物多様性保全協定を締結し、復田の実施や維持管理、ウシガエル駆除の研修会や除去作業、生物調査など、同地区の生物多様性の保全活動を行っています。



ウシガエルの駆除活動（若狭町）

<sup>\*1</sup> 二次林：伐採や風水害、山火事などによって原生林が破壊された後に自然に成立した森林のこと。

<sup>\*2</sup> ホットスポット：希少野生生物が特に多種生息・生育する地域のこと。平地から丘陵地にかけてのホットスポットは、水田や二次林が分布する里地里山である場合が多く、確認されている種は、メダカやギフチョウなど比較的広域に分布する種で、環境悪化により減少した種が多くなる傾向があります。

## 重要里地里山の判定基準

- その地域を含む周辺の里地里山で、県レッドデータブック掲載種（県RDB種<sup>\*2</sup>）が多種確認されている
- 県RDB種の県内の代表的な生息地である
- 県RDB種の繁殖地、越冬地、または旅鳥の重要な中継地点になっている
- 県RDB種の県内唯一の生息地である

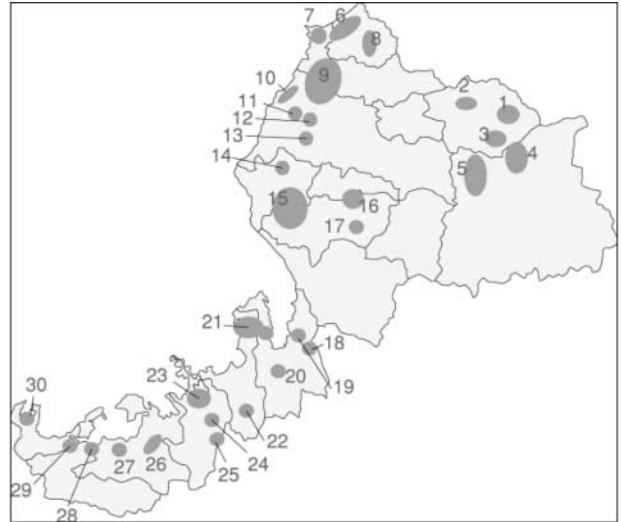
図1-2-1 福井県重要里地里山30地区<sup>\*1</sup>

表1-2-2 福井県重要里地里山30地区

| 地域    | No. | 地区名                          | 市町               | 県RDB種数 | 面積      | 地域 | No. | 地区名                       | 市町         | 県RDB種数 | 面積      |
|-------|-----|------------------------------|------------------|--------|---------|----|-----|---------------------------|------------|--------|---------|
| 奥越    | 1   | 勝山市北谷町<br>ため池跡・ミチノクフクジュソウ自生地 | 勝山市              | 13     | 約40ha   | 丹南 | 16  | 三里山里山                     | 鯖江市<br>越前市 | 29     | 約1000ha |
|       | 2   | 長尾山<br>里山・湿地                 | 勝山市              | 10     | 約140ha  |    | 17  | 旧武生市味真野地区<br>湧水地          | 越前市        | 16     | 約20ha   |
|       | 3   | 勝山市平泉寺町<br>里山・ため池群・山ぎわの水田    | 勝山市              | 34     | 約580ha  |    | 18  | 池河内湿原周辺<br>水田・笙の川         | 敦賀市        | 54     | 約80ha   |
|       | 4   | 六呂師高原<br>湿地群・草地              | 大野市<br>勝山市       | 53     | 約530ha  |    | 19  | 中池見湿地<br>水田・小川・周辺の森林      | 敦賀市        | 60     | 約110ha  |
|       | 5   | 大野盆地<br>湧水地・赤根川              | 大野市              | 21     | 約160ha  | 二州 | 20  | 野坂岳山麓<br>湧水湿地・ため池         | 敦賀市        | 18     | 約160ha  |
| 坂井・福井 | 6   | 北潟湖周辺<br>ため池・丘陵辺縁部の水田        | あわら市             | 66     | 約1600ha |    | 21  | 敦賀半島<br>湧水湿地              | 敦賀市<br>美浜町 | 31     | 約380ha  |
|       | 7   | 陣ヶ岡丘陵地周辺<br>池・湿地・水路          | 坂井市              | 34     | 約190ha  |    | 22  | 耳川上流の開拓地<br>ハンノキ林・湿地      | 美浜町        | 12     | 約70ha   |
|       | 8   | 金津東部<br>ため池群・山ぎわの水田・水路       | あわら市             | 66     | 約2400ha |    | 23  | 菅湖と三方湖周辺<br>湿地・水田地帯       | 若狭町        | 100    | 約460ha  |
|       | 9   | 坂井平野<br>水田地帯                 | あわら市・<br>坂井市・福井市 | 68     | 約7200ha |    | 24  | 旧三方町黒田地区<br>水路・山ぎわの水田     | 若狭町        | 16     | 約130ha  |
|       | 10  | 福井市鷹巣地区北部<br>池・山ぎわの水田        | 福井市              | 23     | 約310ha  |    | 25  | 旧三方町白屋地区<br>ため池           | 若狭町        | 17     | 約30ha   |
|       | 11  | 高須山山麓<br>棚田・周辺の森林            | 福井市              | 13     | 約130ha  | 若狭 | 26  | 小浜市口名田地区<br>ため池・山ぎわの水田・水路 | 小浜市        | 17     | 約50ha   |
|       | 12  | 福井市上郷地区山<br>ぎわの水田・周辺の森林      | 福井市              | 14     | 約150ha  |    | 27  | 小浜市飯盛地区<br>山ぎわの水田・水路・ため池  | 小浜市        | 24     | 約120ha  |
|       | 13  | 未更毛川上流<br>山ぎわの水田・ため池         | 福井市              | 41     | 約310ha  |    | 28  | 旧大飯町本郷地区東部<br>山ぎわの水田・ため池  | おおい町       | 15     | 約50ha   |
| 丹南    | 14  | 旧織田町萩野地区<br>ため池群・山ぎわの水田      | 越前町              | 26     | 約360ha  |    | 29  | 子生川周辺<br>ため池              | 高浜町        | 13     | 約60ha   |
|       | 15  | 丹生山地南部<br>ため池群・山ぎわの水田        | 越前町<br>越前市       | 59     | 約5000ha |    | 30  | 高浜町内浦地区西部<br>ため池・棚田       | 高浜町        | 18     | 約210ha  |

<sup>\*1</sup> 福井県重要里地里山30地区：この地域は、生物調査の結果をもとに、里地里山に依存して生きる絶滅危惧生物が多いなどの基準によって選ばれています。このため、ブナ林やシイ・カシ林など、基本的に人が関わらなくとも維持される原生的自然は含まれていません。

<sup>\*2</sup> 県RDB種：現地調査により保全の重要性が確認された場所および周辺で生息・生育が確認されている種のうち、里地里山環境にすむ県レッドデータブック掲載種。

## イ 水田の環境における生物多様性の保全

コウノトリをシンボルとした水田生態系の再生を推進するため、秋から冬にかけて、水田に水を張る「冬水田んぼ」の実践や、水路と水田の間にある段差を改善し、水田に魚類が遡上できるよう、水田と排水路との間に「水田魚道」を設置する自然再生の実践をとおして、かつて水田が持っていた生物多様性を育む機能を県内で広く再生し、コウノトリ、ハクチョウ類、ガン類などの大型の水鳥との共存を目指す地域、団体に対し、平成22年度から「コウノトリ呼び戻す田園環境再生事業」において支援を図ってきました。

また、平成25年度からは、遊休地を活用して、生き物の生息環境を取り戻し、里地里山の荒廃を防ぐため、ビオトープの整備を支援する「里山生き物バンク支援事業」を新たに始めました。

さらに、これらの活動を広く県民に知ってもらい、広めていくため、小規模な自然再生手法をまとめた小冊子「水田の自然再生マニュアル」を作成し、啓発を図っています。

## ウ 市民団体のネットワーク化

県内の里地里山を保全・活用するため、自然再生活動団体、農業者、漁業者、教育機関などの交流会を各地域で開催するなどして、地域の自然再生ネットワーク化を図っています。



里地里山地域資源ネットワーク交流会の様子

### ④里山林の整備【県産材活用課】

林業を取り巻く厳しい社会情勢のもとで、林家の経営意欲の減退や山村の過疎化により、一部の里山では森林が放置され荒廃が進んでいます。

このような中、県民の環境保全に関する意識は高まってきており、身近な里山林の整備や自然環境体験活動に自ら参加することで、森林・林業への理解を深める機会が創出され、山村地域の活性化に繋がっ

ていくことが期待されています。

このため、地域住民やボランティア等による「里山の森づくり」や「ふるさとの森づくり」、「漁民の森づくり」など、里山の再生を目指した様々な活動による継続的な森づくりが実践されています。

さらに、近年、全国的に活発化しているCSR活動の一環として、森林の整備・保全を通じた社会貢献活動を積極的に展開する企業が見られるようになり、平成24年度末で8社が継続した活動を実施しています。

表1-2-3 福井県内における企業の森林の整備・保全活動

| 企業名                 | 活動場所                                                            | 活動面積           |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------|----------------|
| ㈱NTTドコモ北陸           | 勝山市平泉寺町<br>「ドコモ勝山 平泉寺の森」                                        | 0.1ha          |
| 北陸電力㈱               | 南越前町阿久和<br>「北陸電力グループ<br>杉山の森」<br>勝山市奥山<br>「北陸電力グループ<br>勝山雁が原の森」 | 3.8ha<br>1.0ha |
| ㈱平和堂                | 越前町小倉<br>「平和堂 越前泰澄の森」                                           | 0.8ha          |
| 福井南<br>ロータリークラブ     | 福井市河増町他<br>「福井南RC さくら街道」                                        | 1.7km          |
| アイシン・エイ・ダ<br>ブリュ工業㈱ | 南越前町榎谷<br>「エイ・ダブリュ・アイ<br>エコの森」                                  | 2.4ha          |
| アボットジャパン㈱           | 勝山市奥山<br>「アボット勝山の森」                                             | 0.7ha          |
| 前田建設工業㈱             | 南越前町榎谷<br>「MAEDAの森 福井」                                          | 1.6ha          |
| ㈱福井村田製作所            | 越前町小曾原<br>「ムラタの森 水上山」                                           | 0.3ha          |



企業の森づくり活動（南越前町）

## (2)農村の整備【農村振興課】

里地里山では、過疎化や高齢化の進行等により耕作放棄地が増加するとともに、土地改良施設の維持管理が粗放化し、水資源の涵養や景観の保全、生き物の生息場所といった農業・農村が持つ多面的機能の低下が懸念されています。

このため、里地里山において、多様な地域条件に即した簡易な生産基盤整備等を行い、多面的機能の

良好な発揮や豊かな自然環境の保全・再生に努めています。

特に中山間地域では、農業生産条件が平地部に比べ不利なことから、農業生産基盤および農村生活環境基盤の整備を通じて、特色ある農業と活力ある農村づくりを推進するとともに、地域における定住の促進、国土・環境の保全を進めています。

## 2 都市の緑の保全と整備

### (1)都市公園【都市計画課】

都市公園は、良好な風致・景観を備えた地域環境を形成し、自然とのふれあいを通じて、住民やまちにうるおいを与える施設です。さらに、スポーツ・レクリエーションの場の提供、公害発生の緩和、災害時における被害の軽減、避難・救援活動の場などの機能を有する都市の骨格をなす根幹的施設でもあります。

本県の都市公園は、主要都市部における戦災・震災を契機に街区公園等の整備が進み、その後、土地区画整理事業に伴う住区基幹公園の整備、さらに、総合公園・運動公園等の都市基幹公園の整備を積極的に進めてきました。また、地域的な均衡を図るため、県内4地域において広域的な拠点となる県営公園の整備を進めており、現在「若狭総合公園」、「奥越ふれあい公園」および「トリムパークかなづ」の3公園が全面供用されており、丹南地域においては、「丹南総合公園」を整備しており、野球場など一部供用を開始しています。

本県における都市公園整備状況は、平成25年3月末現在、13市町（9市4町）において開設数846か所、面積1,134haとなっています。都市計画区域内人口一人当たりの面積は、15.7㎡（全国平均11.4㎡）であり、全国第10位の整備水準です。



トリムパークかなづ

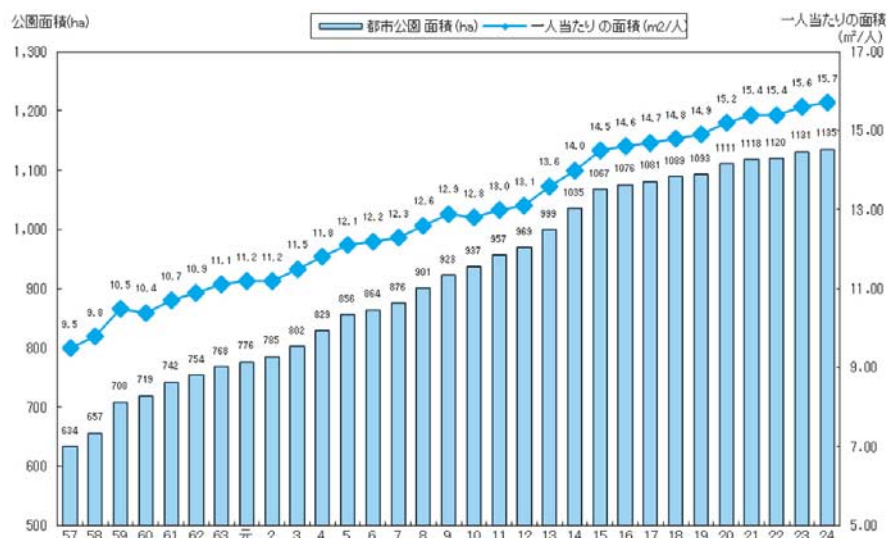


図1-2-4 県内の都市公園面積の推移

## (2) 広域緑地計画、緑の基本計画【都市計画課】

緑は、都市環境に潤いとやすらぎをもたらすとともに、水・大気の浄化機能や動植物の生息地または生育地を確保するなど、自然と人間が共生する生活環境を形成する上で重要な役割を担っており、緑地の適正な保全や緑化の推進、緑の創出に努める必要があります。

県においては、県内の都市計画区域全域を対象として、広域的観点から緑とオープンスペースの確保目標水準、配置計画などを明らかにした「広域緑地計画」を策定しています。

市町においては、官民一体となって緑地の保全および緑化の推進に関する施策や取組みを総合的に展開することを目的として、「都市緑地法」に基づく「緑の基本計画」を策定しています（平成25年3月末現在、勝山市、福井市、大野市、越前町、鯖江市、敦賀市、坂井市、越前市が策定済）。

今後、緑につつまれた県土づくりを実現するため、これらの計画に基づき、公園整備や住民の合意形成を図りながら緑地の保全・緑化を推進していきます。

表1-2-5 風致地区<sup>\*1</sup>の指定状況（平成25年3月末）

| 地 区 名    | 所在地 | 面積 (ha) |
|----------|-----|---------|
| 福井城跡風致地区 | 福井市 | 6.9     |
| 足羽川風致地区  | 福井市 | 108.8   |
| 足羽山風致地区  | 福井市 | 194.9   |

表1-2-6 緑地協定<sup>\*2</sup>（緑化協定）の締結状況（平成25年3月末）

| 協 定 名             | 所在地 | 面積 (ha) |
|-------------------|-----|---------|
| 八幡地区緑化協定          | 越前市 | 3.1     |
| 福井北インター流通センター緑化協定 | 福井市 | 10.9    |
| サンライフ東中野緑化協定      | 坂井市 | 5.3     |
| 福井市中央工業団地緑地協定     | 福井市 | 16.9    |
| 北府地区緑地協定          | 越前市 | 3.2     |

## (3) 開発許可制度による緑地の保全と創出

## 【都市計画課】

都市計画法に基づく開発許可制度は、宅地開発などの開発行為について、県などが宅地に必要な公共施設が確保されているかなどの審査を行い、許可を行うものです。

開発行為の規模に応じて、工場が目的の場合は、騒音、振動等による環境の悪化の防止上必要な緑地帯や緩衝帯を、住宅団地が目的の場合は、開発区域面積の3%以上の公園、緑地または広場を設けることとしています。

## (4) 水と緑のネットワーク整備【河川課】

福井市の中心域には、歴史のある用水路が張りめぐらされ、市内の河川とともに、市民が身近にふれあえる貴重な水辺として重要な役割を果たしてきました。しかし、近年の都市化の進展や農地の減少により、水路や河川を流れる水量が減少するとともに、水路の埋立てや蓋がけが進むなど、市内の貴重な水と緑の空間が失われつつあります。

このため、九頭竜川から市内の用水路や河川に環境用水を導水することにより、河川における維持流量の確保を進めます。また、モデル箇所の整備を行い、「歴史の風格と自然のやすらぎ 水と緑に彩られた都市の活力・福井の街づくり」を目指します。

平成22年度は、底喰川の島田橋周辺で自然環境が体験できる水辺空間の整備を行いました。



底喰川における水辺空間の整備

<sup>\*1</sup> 風致地区：都市計画法に基づき、都市における樹林地等の良好な自然的景観と、それと一体になった史跡名勝等を含む区域の環境を保全し、良好な都市環境を維持することを目的として定める地区です。風致地区内における建築物や工作物の建築、宅地の造成および木竹の伐採等の行為に対しては、福井県および福井市の風致地区条例で一定の規制を行うことにより、風致の維持を図っています。

<sup>\*2</sup> 緑地協定：都市緑地法に基づき、良好な住環境を創るため、住民の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度です。

### 3 農村環境の保全【農村振興課】

#### (1) 自然環境を活かした魅力ある農村環境づくり

農村は、健全で持続的な農業が維持されることにより、食料の安定供給とともに、国土・環境保全、水源の涵養、保健休養、やすらぎ、伝統文化の継承などの多面的機能を発揮しており、人々の生活に不可欠なものです。

また、人々にやすらぎを与えてくれる緑豊かな農村環境は、地域住民のみならず農村にゆとりとやすらぎを求める都市住民にとっても極めて重要であり、地域共有の財産として維持・保全していくことが必要です。

県では、農村の環境を適切に維持・保全するとともに、将来を担う感性豊かな子どもたちを育てるため、農村環境の重要な要素となっている水田、水路、ため池、里山などを生き物とのふれあいの場として活用し、農村の持つ多面的機能の啓発普及など、農業・農村や自然環境への関心と理解を深める取組みを行っています。

#### (2) 環境との調和に配慮した農業農村の整備

農村では、水田などの農地のほか、用排水路、ため池、畦や土手・堤といった様々な環境により、多様な生態系が形成されてきました。

しかし、近年の開発等により野生生物種の個体群の絶滅が危惧されています。

このため、農業・農村の整備においては、可能な限り環境への負荷や影響を回避・低減し、良好な環境を維持・供給する「環境との調和に配慮」した整備を進めるため、環境に係る情報協議会を設置し、地域住民や専門家を交えて意見交換を行い、事業計画に反映しています。

また、田んぼや用排水路などに生息する生き物を調査し、「環境との調和に配慮」した整備手法・工法の検討も行っています。

検討した結果を受けて開発された、おさかなステーション（農業水路に適度な土砂堆積と周年水が確保される泥溜枀を設け、生き物の生息場所を確保）や、通常使用する工事資材を利用したスロープ水路（生き物のはい上がりが可能）など様々な施設を施工しています。

施工の前後に行われる生き物調査は地元小学校などの環境学習の場にも利用されています。



水田魚道の設置（若狭町鳥浜）

#### (3) 地域共同による農地・水・環境の保全

食料生産をはじめ、自然環境の保全など様々な機能を有する農地や農業用水などは、生活に欠かせない地域共有の資源です。これらは農業生産の営みを通じて守られてきましたが、近年、農業・農村は担い手不足の深刻化や高齢化の進行、農村の活力低下といった状況に直面しており、農地や農業用水などの資源を守る「まとまり」が弱くなってきています。こうした状況の中、農業者だけでなく非農家等多様な主体の参加による、地域ぐるみで行う資源の保全活動を進めています。

平成25年度は、県内674組織、約25,000haで、農地や農業用水などの地域資源の保全や農村環境の向上に向けた活動が展開されています。



地域住民による水路の目地補修  
（大野市 アバンセ乾側の環境を良くする会）

## 4 河川における自然環境の保全【河川課】

## (1) 水生生物の生息に必要な水の流れの確保

市街地等を流れる中小河川では、コンクリートの護岸におおわれ、また、水深も浅いことから、自然環境が損なわれ、水質も悪化している区間があります。このような区間において、自然な川岸や瀬と淵<sup>\*1</sup>を創出し、良好な河川環境を再生する試みを進めており、福井市の足羽川、底喰川、狐川などでは、低水路<sup>\*2</sup>を設けて、適度な水の流れを確保することにより、川が本来持っている自然浄化機能の回復と生物が生息できるような河川環境の保全を図っています。

## (2) 生態系や親水性、景観等に配慮した事業の推進

河川空間は、都市における生物の重要な生息環境であり、また水と緑の貴重なオープンスペースとして地域社会に潤いを与えるとともに、街の景観形成や地域住民の憩いとやすらぎの場として重要な役割を果たしています。

河川改修事業等の実施にあたっては、このような河川の役割と周辺の利用状況に配慮しながら、多種多様な動植物が生息しやすい、自然がそのまま残ったような多自然川づくりを進めています。

また、市町が行う公園整備等と連携しながら水辺に近づく河岸の整備などを進めています。

表1-2-7 河川改修事業等による事例

| 施 工 河 川                  | 内 容 【事 業 期 間】                                                                                                                 |
|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 一乗谷川<br>(福井市安波賀町～福井市西新町) | 一乗谷朝倉氏遺跡周辺の自然環境を保全し、地域住民の生活と調和した良好な河川環境の創出を図るため、自然石積の護岸・ホタル生息に配慮した緩勾配の低水護岸等を整備しています。【S63～H30】                                 |
| 狐川<br>(福井市角折町～福井市花堂北)    | 本来の狐川の自然を復元し、また子どもたちが水辺にふれあえるように、住民と行政等が協力して低水路や河畔林等を整備しています。【H15～H29】                                                        |
| 足羽川<br>(福井市大瀬町～板垣)       | 表土覆土等による在来植生の早期復元や低水護岸への自然的素材の採用など、水際・水域環境の保全に努めています。また、水域から高水敷 <sup>*3</sup> への連続したエコトーン <sup>*4</sup> の形成にも配慮しました。【H16～H21】 |

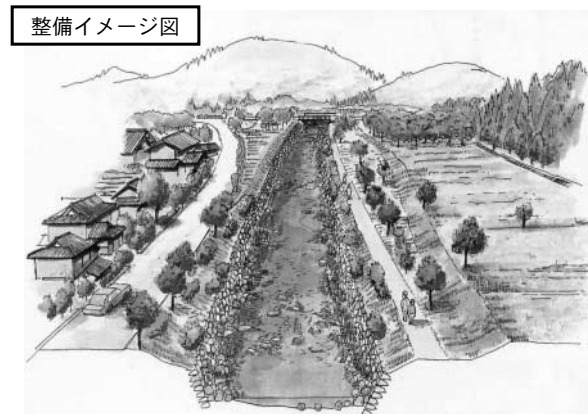


図1-2-8 一乗谷川の整備

\*<sup>1</sup> 瀬と淵：川の流れが速く水深の浅い場所を瀬、流れが緩やかで深い場所を淵と呼びます。川の蛇行区間には、多くの瀬と淵がみられます。

\*<sup>2</sup> 低水路：通常の水量が少ない時に、水深を確保するために設けた水路。

\*<sup>3</sup> 高水敷：常に水が流れる低水路より一段高い部分の敷地。

\*<sup>4</sup> エコトーン：生態系の推移帯。

## 5 海岸における砂浜保全と自然環境への配慮【砂防防災課】

海岸は重要な余暇空間として位置付けられるとともに、魚介類をはじめとして野鳥、海藻、海浜植物等の多様な動植物が生息していることから、国土の保全を目的に整備する離岸堤や突堤などの海岸保全施設についても、自然環境への影響に配慮しながら整備しています。

しかし、整備した保全施設が他の箇所の海岸に影響を与えることもあり、特に越前海岸北部の各海岸においては、砂浜が侵食される一方で、砂の堆積により、航路泊地が埋没したり、岩礁海岸のウニやサザエの生息に影響を与える問題が発生しています。

そこで、平成23年度から平成24年度にかけ、国・県・市、学識経験者で構成する「鷹巣港から大聖寺川河口の砂浜保全に関する検討委員会」を設置し、砂の集まりやすい箇所を浚渫して、侵食が進んでいる箇所への養浜に活用する方法や、離岸堤や突堤など、砂の移動を防止するための構造物の設置などによる砂浜保全対策の基本方針をとりまとめました。

平成25年度からは、各対策のスケジュールを調整し、モニタリングにより効果を検証しながら、自然環境にも配慮した砂浜保全対策を進めていきます。



浚渫砂による養浜（福井市浜住海岸）



海岸保全施設の整備（福井市浜住海岸）

## 6 漁港・港湾施設における環境配慮【水産課・港湾空港課】

漁港・港湾施設の整備にあたっては、施設の機能向上に加え、施設が地域住民にとって生活空間の一部であることから、レクリエーションなどで施設を訪れる人たちにとって快適な空間になるように、景観や親水性に配慮した整備を行っています。

おおい町にある和田港尾内地区「うみんぴあ大飯」では、平成6年から整備を進めてきた芝生広場を中心とする和田港成海緑地が完成し、産業まつり『うみんぴあフェスタ』や無形民俗文化財に指定されている『大火勢』をモチーフとした『スーパー大火勢』が開催されています。

また、小浜市の小浜漁港海岸では、背後地の防護および海岸の快適な利用を目的とした親水護岸や広場、駐車場などの施設が完成し、花火大会などのイベント時にも活用されています。



港湾緑地（和田港成海緑地）



広場、駐車場（小浜漁港海岸）

## 7 自然環境に配慮した土石流対策【砂防防災課】

自然環境に配慮するため、平成23年度に砂防事業設計指針を改訂し、透過型砂防堰堤の積極的な採用、溪流における底張りの原則廃止、魚道設計の追加を行いました。

また、近年は土砂災害に加え、流木による被害も発生しており、流木の発生源である山林管理を行うため里山砂防を推進しています。

そこで、平成24年度は白狐保川（越前市中津山町）において、透過型砂防堰堤の整備とあわせて、森林地権者と森林組合との三者協定を締結し、作業用道路等を整備しました。



白狐保川砂防堰堤（越前市中津山町）

## 8 自然環境に配慮したがけ崩れ対策【砂防防災課】

昭和40年代から急傾斜地崩壊対策事業を積極的に推進してきましたが、その多くは、危険斜面の崩壊を防止し、安全性を向上させることに主眼を置いていました。

しかし、近年、潤いのある緑豊かな空間を形成することが求められており、危険斜面の整備にあたっては、安全の確保に加え、景観の保全や斜面空間の利活用に配慮した整備を進めています。

平成24年度は、清水地区（おおい町川上）において、自然環境にも配慮し、伐木の少ない崩壊土砂防止柵を施工しました。



崩壊土砂防止柵（清水地区 おおい町川上）

## 9 採石場、土採取場跡地の緑化【地域産業・技術振興課、砂防防災課】

砕石および石材は、道路の路盤材あるいはコンクリートに混入する骨材等として用いられており、社会資本の整備に必要不可欠な資源です。しかし、その原料である岩石の採取にあたっては、大規模な森林開発を要する 경우가多く、森林保全との調整が重要です。

県内では、平成25年11月現在、22か所の露天掘の岩石採取場が稼働中であり、主に山腹の森林を伐採し、表土を除去後、地下の岩石を採取する形態となっています。

それぞれの事業者は、採石法に基づいて岩石採取計画を知事に提出し、認可を受けて操業しているほか、県条例によって一定面積以上の場合には環境影響評価の実施が義務付けられています。

採取にあたっては、計画に従って岩石の採取が最終岩壁に達した部分から順次種子吹付け、植栽等を実施して、採掘終了後の緑化を図るよう指導してい

ます。

また、県土採取規制条例に基づき、土の採取に伴い災害が発生するおそれのある区域を土採取規制区域（県内24区域）として指定しています。規制区域内において土の採取を行おうとする者は、知事の認可を受けなければなりません。

また、土の採取に伴う災害防止や県民の生活環境保全のために適切な措置をとること、採取跡地の整備を適切に行うことが義務付けられています。

なお、樹木のうち景観上重要と思われるものについては、その全部または一部の保存を極力図ること、採取跡地については植草、植樹や種子吹付け等により緑化を図るよう指導しています。さらに、採石、土採取が適正に行われるよう、県では巡回パトロール等を通じて、事業者等に対し指導・監督を行っています。

## 10 自然環境、景観に配慮した道路整備【道路建設課】

道路環境に関する課題として、渋滞の解消や自動車交通量の抑制、沿道景観と調和した道路整備などがあります。

これら課題に対応するため、「公共交通機関との連携・支援」および「環境と調和した道路整備」を進めています。

「公共交通機関との連携・支援」においては、二酸化炭素や窒素酸化物などの排出量を減らし、燃料消費の少ない低炭素社会につながる公共交通機関の

利用を促進するとともに、交通の円滑化を図るため、交通結節点の改善や付近のアクセス道路の整備を進めています。

「環境と調和した道路整備」においては、福井県の有する豊かな自然環境や生態系との共生・調和を図るとともに、「福井県橋りょう景観ガイドライン」を策定し、沿道環境および景観の保全に配慮した道路整備を進めています。

表1-2-9 環境、景観に配慮した主な道路施策

|               | 主 な 施 策                                                                                                                                                                      |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 公共交通機関との連携・支援 | ○パークアンドライドの支援<br>○駅へのアクセス道路の整備<br>○駅前広場の整備                                                                                                                                   |
| 環境と調和した道路整備   | ○バイパス道路の整備や右折レーン設置による渋滞の解消と走行速度の向上<br>○遮音壁や低騒音舗装などの道路騒音対策、街路樹植栽などによる道路緑化<br>○循環型社会を目指し、建設副産物の発生の抑制、建設資源のリサイクルを推進<br>○動植物の生息・生育空間に配慮し、生態系全般との調和を図るため道路法面の緑化、エコロード*1などの道路整備を推進 |

## 11 環境に配慮した林道の整備【森づくり課】

林道の整備にあたっては、自然環境の保全と住民に理解される効果的な整備を図るという観点から、全体計画調査において自然環境調査を行い、ルートを選定や林道の設計施工上の留意点を明らかにしたうえで、工事を進めています。また、①周辺環境との調和を図るための間伐材等の木製構造物の活用、②工事等で発生した木の根、梢端部分などのチップ化や法面保護工の緑化材料への混入による木質資源の循環利用など、自然に優しい林道整備に取り組んでいます。



間伐材丸太伏工

## 12 景観づくり【文化振興課、都市計画課】

平成17年6月に全面施行された景観法では、景観行政団体\*2が景観計画を策定することにより建築物等のデザインや色彩を制限する等、強制力を伴う規制が可能となっています。

県では、良好な景観の形成は、居住環境の向上等住民の生活に密接に関係する課題であること、地域の特色に応じたきめ細やかな規制誘導方策が有効で

あることから、市町が中心的な役割を担うことが望ましいと考えており、平成25年11月末時点において、11市町（小浜市、大野市、勝山市、福井市、永平寺町、池田町、越前市、坂井市、鯖江市、敦賀市、あわら市）について景観行政団体となることに同意しています。また、大野市、小浜市、福井市、永平寺町、坂井市、越前市、勝山市、あわら市、鯖

\*1 エコロード：エコロジーとロードを組み合わせた和製英語であり、豊かな自然環境を保全するため、生態系にきめ細かく配慮した道路のことです。例として中部縦貫自動車道路（永平寺大野道路）や国道162号（阿納尻～田島バイパス）があります。

\*2 景観行政団体：景観法に基づき、県と協議して景観行政事務を実施する市町を景観行政団体といい、それ以外については県が景観行政団体となる。

江市が景観計画を策定しています。今後、市町の景観計画策定など景観法の活用を推進していきます。

また、県の美しい景観を県民の誇りとして再認識するとともに、次の世代に守り伝えていくため、「福井ふるさと百景」を選定し、ガイドブックの発刊、県内外でのパネル展を開催しています。さらに、百景の眺望を活かした植栽や花植え、行燈による夜景の演出など、景観の保全・活用を進める団体をこれまでに13団体認定し、地域の主体的な活動を応援しています。

景観に与える影響が大きい屋外広告物については、福井県屋外広告物条例により適切に規制・誘導を図っています。平成18年4月からは、屋外広告業者に関し、登録制を導入しています。

### 13 公共施設の緑化推進【建築住宅課】

「公共建築物計画の基本方針」において、公共施設の整備に際しては、敷地の周囲には植栽帯を設けるとともに、雪対策もかねて敷地境界線から建物までの離隔を確保するように定めています。

県立病院関連施設においては、地上部分に植栽帯

また、平成22年1月には、屋外広告物の許可基準等を見直し、規制を強化した改正条例を施行したほか、大野市では、その地域特性に応じさらにきめ細やかな基準等を定めた独自の屋外広告物条例を施行しています。

また、自治会、企業、ボランティア団体等と協同して、人通りの多い沿道において花の植栽や歩道の清掃活動等を行うことにより、美しい道路の景観づくりを行います。

今後とも、県民および市町と連携しながら、これらの取り組みを行うとともに、魅力ある公共施設の整備、歴史的建造物・伝統的民家の保存等に取り組むなど、県民が誇りと愛着を持つことができる景観づくりを推進していきます。

を設けるだけでなく、憩いの場として利用できるように屋上に緑地を施工しました。

今後とも、施設の計画にあたっては、周囲に植栽のためのオープンスペースを確保し、公共施設等の緑化推進を図っていきます。

### 14 工場立地における緑地確保と環境施設整備に対する支援【企業誘致課】

県では、工場立地法に基づき、工場立地の際に環境の保全が図られるよう緑地面積の適正な確保に努めています。

また、企業立地の促進および地域社会と産業団地の調和を図り、地域振興に資することを目的として、

産業団地整備事業を実施しています。

この事業では、市町または市町土地開発公社が整備する産業団地を生産施設だけでなく、自らも快適な環境を創出する場とするために、公園・緑地等の環境施設の整備も対象に支援しています。

### 15 歴史的文化的環境の保全【生涯学習・文化財課】

県内には、生活に豊かさや潤いを与えてくれる環境として、明通寺本堂・三重塔（国宝）、一乗谷朝倉氏遺跡（特別史跡）などの歴史的遺産や文化的環境が数多くあります。

国や県では、文化財保護法や文化財保護条例等に基づき、こうした歴史的遺産等を文化財として指定し、また現状変更を伴う開発行為に対する規制等を通じてその保存と活用を図るとともに、歴史的・文化的環境の保全に努めています。

今後とも、市町や文化財の所有者と連携を密にし、文化財保護および歴史的・文化的環境の保全を着実に推進します。

#### （1）文化財の指定等の現況

##### ①指定の現況

平成24年度では、国指定で3件、県指定で7件の美術工芸品が指定されました（表1-2-10）。



新たに指定された指定文化財（世界及日本図）

##### ②保存・活用への支援

文化財に指定された建造物等の修理や民俗芸能の公開および後継者育成等に対する助成を通じて、歴史的文化的環境の保全と活用に努めています（平成24年度助成15件）。

③現状変更等に対する規制

史跡、名勝および天然記念物の現状変更を伴う開発行為に対する規制を通じて、景観の保全等を図っています（平成24年度許可96件）。

(2)重要伝統的建造物群保存地区の整備

宿場町としての町並みが残る若狭町熊川宿および近世城下町の歴史的風致を良く伝える小浜市小浜西組の民家等の修理に対する助成を通じて、伝統的建造物群の保存整備を図っています（平成24年度助成21件）。

(3)登録文化財の登録推進

築後50年を経過している建物や橋等の登録有形文化財（建造物）や登録有形民俗文化財等、登録文化財の登録を推進し、文化的景観の保全に努めています（平成25年3月末現在121件登録）。

(4)福井県の近代和風建築の調査

近代和風建築とは、これまでの伝統的な意匠や技術に外国からの文化を取り入れた、近代（明治～昭和初期）に建てられた建物です。平成21年度から23年度まで、「福井県の近代和風建築」の調査を行い、報告書を刊行しました。平成24年度からは、この成果をもとに文化財指定に向けた追加の調査を実施しています。



近代和風建築の例（滝谷寺客殿）

(5)歴史的建造物の保存・活用【文化振興課】

文化財に指定されていない建造物の中にも、地域の歴史、生活史を表現し、または地域の景観を形成している貴重な歴史的建造物が数多く存在します。

これらの歴史的建造物を活用した市町の地域づくりを支援し、歴史的建造物を保存・継承する取り組みの拡大を図っていきます。

平成18年度から市町と連携し「福井の歴史的建造物保存促進事業」を実施し、歴史的建造物の外観の改修等に対して補助を行っており、平成24年度は、おおい町納田終の「加茂神社舞堂」の茅の葺き替えなど2件に支援を行いました。

また、県内の歴史的建造物のデータベースを作成し、ホームページで公開するなど、情報提供に努めています。



加茂神社舞堂

表1-2-10 指定文化財件数（平成25年3月末現在）

| 種 別   |           | 国 指 定          | 県指定 | 種 類                               |
|-------|-----------|----------------|-----|-----------------------------------|
| 有形文化財 | 建 造 物     | 26（うち国宝2）      | 28  |                                   |
|       | 美 術 工 芸 品 | 79（うち国宝4）      | 185 | 絵画、彫刻、工芸品、書跡・典籍・古文書、考古資料、歴史資料     |
| 無 形   | 文 化 財     | 1              | 4   | 芸能、工芸技術                           |
| 民俗文化財 | 有形民俗文化財   | —              | 9   | 無形の民俗文化財に用いられる衣服、器具、家屋等           |
|       | 無形民俗文化財   | 5              | 60  | 衣食住・生業・信仰・年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術 |
| 記 念 物 | 史 跡       | 24（うち特別史跡1）    | 29  | 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅等の遺跡               |
|       | 名 勝       | 13（うち特別名勝1）    | 5   | 庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳等の名勝地               |
|       | 天 然 記 念 物 | 21（うち特別天然記念物4） | 32  | 動物、植物および地質鉱物                      |